

平成25年度における障害者就労施設等からの物品等の調達を円滑にするための方針

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成25年度における独立行政法人労働安全衛生総合研究所の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を円滑にするための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

独立行政法人労働安全衛生総合研究所においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達範囲

総務部は、「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用

会計規程第40条による随意契約において、契約事務取扱要領第30条第1項の規定に基づき2人以上の者から見積書を徴する場合には、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を1者以上含めて徴するよう努める。

また、契約事務取扱要領第30条第2項の規定に基づき、見積書を徴することを省略する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするよう努める。

(3) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

会計年度終了後に、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を厚生労働大臣に報告するとともに、法第7条第1項の規定に基づき、その実績を独立行政法人労働安全衛生総合研究所ホームページに公表する。

【物品・役務の品目分類】

| 種別 | 品目 | 具体例 |
|--------|--------------|---|
| 物 品 | ①事務用品・書籍 | 筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など |
| | ②その他の物品 | 机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品 |
| 役 務 | ①印刷 | ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷 |
| | ②クリーニング | クリーニング、リネンサプライ など |
| | ③清掃・施設管理 | 清掃、除草作業、施設管理 など |
| | ④情報処理・テープ起こし | ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など |
| | ⑤その他のサービス・役務 | 仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など |

【調達先の分類】

| | | |
|---|--------------|--|
| a | 就労継続支援A型・B型 | 障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。 |
| | 就労移行支援 | 障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。 |
| | 生活介護 | 障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。 |
| | 障害者支援施設 | 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。 |
| | 地域活動支援センター | 障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。 |
| | 小規模作業所 | 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。 |
| | b | 共同受注窓口 |
| c | 特例子会社 | 障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。 |
| | 重度障害者多数雇用事業所 | 重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。 |
| | 在宅就業障害者 | 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。 |
| | 在宅就業支援団体 | 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。 |